

# あかししはんざいひがいしゃとう しえん かん じょうれい かいせいあん 「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正案 かか いけんこうぼ てつづき ぱぶりっくこめんと に係る意見公募手続（パブリックコメント）について

## 1 じょうれいかいせい もくてき 1 条例改正の目的

ほんし はんざいひがいしゃとう はんざいとう がい こうむ ものおよ かぞくまた  
本市では、犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は  
いぞく よ そ とうじしゃ に ー ず おう こま そうごうてき とぎ  
遺族）に寄り添い、当事者のニーズに応じたきめ細やかで総合的な途切れない  
しえん おこな はんざいひがいしゃとう と ま かんきょう きび  
支援を行っていますが、犯罪被害者等を取り巻く環境はまだまだ厳しく、  
とうじしゃ しえんさく ひつよう せつじつ こえ き  
当事者からはさらなる支援策が必要との切実な声を聴いています。こうした  
じょうきよう なか ひょうごけん はんざいひがいしゃとうしえん とつか じょうれい せいてい む うご  
状況の中で、兵庫県も犯罪被害者等支援に特化した条例の制定に向けて動き  
だ  
出しました。

これを受けて、ほんし はんねん がつ がつ がつ けんとうかい かいさい  
本市では、本年7月、10月および11月に検討会を開催し、  
げんこうじょうれい みなお おこな なか ちょうだい はんざいひがいしゃとう ようぼう  
現行条例の見直しを行いました。その中で頂戴した犯罪被害者等の要望や  
ゆうしきしゃ いけん さんこう とうじしゃ してん た しえん じゅうじつ はか  
有識者の意見を参考に、当事者の視点に立った支援のさらなる充実を図るため、  
じょうれい いちぶ かいせい  
条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 いけんこうぼてつづき 2 意見公募手続について

### (1) ぼしゅうあんけん 1) 募集案件

あかししはんざいひがいしゃとう しえん かん じょうれい かいせいあん  
「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正案

### (2) ぼしゅうきかん 2) 募集期間

ねん れいわ ねん がつ にち もく  
2022年（令和4年）12月15日（木）

ねん れいわ ねん がつ にち きん ひつちやく  
～2023年（令和5年）1月20日（金）まで ※必着

(3) 意見<sup>いけん</sup>を提出<sup>ていしゅつ</sup>できる方<sup>かた</sup>

- ① 市内<sup>しな</sup>にお住まい<sup>す</sup>の方<sup>かた</sup>
- ② 市内<sup>しな</sup>に事務所<sup>じむしょ</sup>又は事業所<sup>じぎょうしょ</sup>を有<sup>ゆう</sup>されている方<sup>かた</sup>
- ③ 市内<sup>しな</sup>に通勤<sup>つうきん</sup>又は通学<sup>つうがく</sup>されている方<sup>かた</sup>
- ④ 市内<sup>しな</sup>において事業活動<sup>じぎょうかつどう</sup>や市民活動<sup>しみんかつどう</sup>を行<sup>おこな</sup>う方<sup>かた</sup>又は団体<sup>だんたい</sup>

(4) 資料<sup>しりょう</sup>の閲覧<sup>えつらん</sup>場所等<sup>しょとう</sup>

① 市ホームページ<sup>しほーむぺーじ</sup>での閲覧<sup>えつらん</sup>

市ホームページ<sup>しほーむぺーじ</sup>の「意見公募<sup>いけんこうぼ</sup>手続<sup>てつづき</sup>（パブリックコメント<sup>ぱぶりっくこめんと</sup>）」の「意見募集<sup>いけんぼしゅう</sup>を行<sup>おこな</sup>っている案件<sup>あんけん</sup>」のページ<sup>ぺーじ</sup>から資料<sup>しりょう</sup>をダウンロード<sup>だうんろーど</sup>することができます。

② 窓口<sup>まどぐち</sup>での閲覧<sup>えつらん</sup>

執務時間<sup>しつむじかん</sup>内<sup>ない</sup>であれば、下記<sup>かき</sup>の場所<sup>ばしょ</sup>で資料<sup>しりょう</sup>を閲覧<sup>えつらん</sup>することができます。

ア 行政情報<sup>ぎょうせいじょうほう</sup>センター<sup>せんたー</sup>（市役所本庁舎<sup>しやくしょほんちようしゃ</sup> 1階<sup>かい</sup>）

イ 各市民<sup>かくしみん</sup>センター<sup>せんたー</sup>

（大久保市民<sup>おおくほしみん</sup>センター<sup>せんたー</sup>、魚住市民<sup>うおずみしみん</sup>センター<sup>せんたー</sup>、二見市民<sup>ふたみしみん</sup>センター<sup>せんたー</sup>）

ウ あかし総合<sup>そうごう</sup>窓口<sup>まどぐち</sup>（パピオスあかし<sup>ぱぴおす</sup> 6階<sup>かい</sup>）

エ 市民相談<sup>しみんそうだん</sup>室<sup>しつ</sup>（市役所本庁舎<sup>しやくしょほんちようしゃ</sup> 2階<sup>かい</sup>）

えつらんばしょ 閲覧場所	しつむじかん 執務時間
あ ぎょうせいじょうほうせんたー 行政情報センター	へいじつ じ ふん じ ふん 平日の 8時55分～17時40分
い かくしみるせんたー 各市民センター	へいじつ じ ふん じ ふん 平日の 8時55分～17時15分
う あかしそうごうまどぐち あかし総合窓口	へいじつ じ じ どにちしゆくじつ だい にちようび 平日は 9時～20時、土日祝日（第3日曜日 を除く）は 9時～17時15分まで
え しみるそうだんしつ 市民相談室	へいじつ じ ふん じ ふん 平日の 8時55分～17時40分

ねんまつねんし がつ にち がつ にち のぞ  
※年末年始(12月29日～1月3日)を除く

(5) いけん ていしゆつほうほうおよ ていしゆつさき  
意見の提出方法及び提出先

しよしき じゆう いけん ていしゆつ かた じゆうしよ しめい ねんれい でんわばんごう  
書式は自由です。意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・

めーるあどれす だんたいとう ばあい だんたい めいしよおよ だいひようしや しめい かなら  
メールアドレス（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）」を必ず

きにゆう い か ほうほう ていしゆつ  
記入し、以下の方法でご提出ください。

ていしゆつさき ていしゆつ か き ほうほう ねが  
【提出先】 提出は下記の①～④のいずれかの方法でお願いします。

① ゆうそう  
郵送

〒673-8686

あかししなかさき ちょうめ ばん ごう  
明石市中崎1丁目5番1号

あかししせいさくきょくしみるそうだんしつしみるそうだんがかり あて  
明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

② ファックス

FAX 078-918-5102

あかししせいさくきょくしみるそうだんしつしみるそうだんがかり あて  
明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

※ 送信後、078-918-5002 へ着信確認のお電話をお願いします。(聴覚

障害があるなど、お電話が難しい場合は、着信確認は不要です。)

③ 電子メール

soudan@city.akashi.lg.jp

④ 窓口

明石市政策局市民相談室市民相談係までお持ちください。

(〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 市役所本庁舎2階)

受付時間：平日の8時55分～17時40分

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正案への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する

おそれがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ  
などで公表します。

② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的に  
は使用しないなど、厳重に取り扱います。

③ 住所、氏名、電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させて  
いただく際に必要なため、記入をお願いします。

## (8) お問い合わせ先

明石市政策局市民相談室市民相談係

TEL：078-918-5002

FAX：078-918-5102

E-mail:soudan@city.akashi.lg.jp